

統合に伴う指定学校変更の取扱いについて

統合に伴う指定学校変更の取扱いについては、原則、以下のとおりとなります。

1 指定学校変更の取扱い

(1) 【戸島小の在校生】

- ・ 小学校卒業までの間に統合を迎える学年の児童は、特例として令和6年度から河辺小学校へ指定学校を変更（転学）することができます。
- ・ 対象学年は、令和5年度の1年生～3年生となります。
- ・ 変更年月日（転学年月日）は、保護者と児童の希望する日となります。

(2) 【戸島小の新入学児童】

- ・ 入学時に、特例として河辺小学校へ指定学校を変更することができます。
- ・ 対象は、令和6年度から7年度までの新入学児童となります。

※指定学校を変更した場合の登下校については、保護者の責任において対応していただくこととなります。

[統合年度までの学年]

(統合)

特例対象	5年度	6年度	7年度	8年度
	6年生	—	—	—
	5年生	6年生	—	—
	4年生	5年生	6年生	—
○	3年生	4年生	5年生	6年生
○	2年生	3年生	4年生	5年生
○	1年生	2年生	3年生	4年生
○	—	R 6 新1年生	2年生	3年生
○	—	—	R 7 新1年生	2年生
通常入学	—	—	—	R 8 新1年生

2 保護者へのお知らせ

特例の対象となる児童の保護者には、特例の取扱いについて、別途お知らせいたします。

特例の対象となる児童の保護者が、指定学校変更を希望する場合は、教育委員会学事課で所定の手続きが必要となります。